

Weekly Report

第606号
令和3年6月21日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
http://www.szk-accounting.jp/

「月次支援金」の対象に関するQ&A

本年4月以降の緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う「飲食店の休業・時短営業」又は「外出自粛等」の影響を受けて、月間売上が前年又は前々年の同月比で50%以上減少した全国の中小法人・個人事業者等に対する月次支援金8法人20万円/月、個人10万円/月が上限)について、4月・5月分の申請が始まりました(6月分の申請は7月1日から)。

◆対象事業者に関するQ&A

Q. 「飲食店の休業・時短営業」の影響を受ける事業者とは?

A. 緊急事態措置等の実施地域で要請を受けて休業や時短営業をしている飲食店に対して、①直接取引している事業者、②自社の商品・サービスが販売・提供先を経由して取引されている事業者が対象となり得ます。

Q. 「外出自粛等」の影響を受ける事業者とは?

A. ①実施地域の個人顧客と取引している事業者、②①の事業者と直接取引している事業者、③①に対して自

社の商品・サービスが販売・提供先を経由して取引されている事業者が対象となり得ます。

Q. 一部の店舗で要件を満たす場合は対象になる?

A. 対象になりません。店舗・事業単位ではなく、事業者全体で給付要件を満たす必要があります。

Q. 対象外となる事業者は?

A. 要件を満たす事業者は原則、所在地や業種を問わず給付対象となり得ますが、地方公共団体による時短要請に伴い、新型コロナ対応地方創生臨時交付金(臨交金)を用いた協力金の支給対象となっている事業者(協力金の支給を受けていない場合も含む)は対象外となります。

雇調金特例は現行措置を8月まで継続

新型コロナに伴う雇用調整助成金等の特例措置は、本年5月以降の助成内容が8月まで継続される予定です。判定基礎期間の初日が本年5月以降の場合に適用される原則的な措置と、地域特例(緊急事態措置区域等で知事の要請を受け時短営業等に協力した事業主)や業況特例(売上高等の最近3ヵ月平均が30%以上減少した全国の事業主)に該当する事業主の助成内容は次のとおりです。

◎**原則措置**…助成率は中小企業4/5(解雇等がない場合は9/10)・大企業2/3(同3/4)、助成額の日額上限は1人あたり1万3500円。

◎**地域・業況特例**…助成率は4/5(解雇等がない場合は10/10)、日額上限は1万5千円。

ワクチン接種した場合も感染予防対策は継続

今月21日から新型コロナワクチンの職域接種も始まり、大企業が下請け企業や取引先を対象に含めて実施するケースや、中小企業が商工会議所等を通じて共同実施するケースなどの取組みにより、64歳以下の接種が進み始めています。なお、ワクチン接種により新型コロナの発症の予防が期待されていますが、他の方への感染をどの程度予防できるかは分かっていないため、ワクチン接種をした場合でも感染予防対策は継続して行っていく必要があります。